

第55回社会を明るくする運動

7月1日～31日

いの地区実施委員会主催のもと実施



“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちや非行をした少年達の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動で、7月が強調月間とされています。本年は、統一標語に「ふれあいと対話が築く 明るい社会」を掲げ、本運動の重点目標を「地域活動の推進による少年の非行防止と更生の援助」とし、

関係諸団体・機関の協力、参加により、法務大臣のメッセイジ伝達式、広報車、徒步による啓発パレード等を行いました。中でも、炎天下、伊野南小学校サンシャインズ音楽隊のみなさんによる、堂々たる吹奏パレードは圧巻でした。

また、期間中、いの町立公民館のロビーにおいて、伊野小学校・枝川小学校の99名の皆さんによる啓発絵画を展示しました。

これは、住宅の耐震診断を希望する町民の皆様に耐震診断士を派遣し、診断を行うものであります。

事業概要のお知らせと本事業により住宅の耐震診断の受診を希望される方を次により募集します。

1・診断方法

申込者の住宅を診断員が訪問し、申込者の立ち会いのもと、間取りの確認・床下や天井裏の点検口（開口部）から内部を直接見て調べます。なお、壁を壊したり、天井をめくるような調査は行いません。

2・対象となる住宅

町内に所在し、次の要件を満たす木造住宅が対象となります。

(1)昭和56年5月31日以前に着工された建物で昭和57年1月1日までに竣工した階数が2階以下の建物
(2)併用住宅においては、居住の用に供されている部分があるもの
(3)枠組壁工法又は丸太組工法によって建築されたもの以外のもの
(4)大臣等の特別な認定を得た工法によって建築されたもの以外のもの

○耐震診断のため派遣する宅耐震診断士は、1級、2級及び木造建築士で、高知県が行う「木造住宅耐震診断士養成講習」を受講し県へ登録されている者です。
○派遣された診断士は、耐震診断のみを行います。診断以外の「耐震補強計画」や「補強設計」等は行いません。
○本事業は、住宅の耐震診断のみを行うものです。その後の耐震補強工事を義務づけるものではありません。

○この事業による診断は、大規模な地震に対しても、住宅がどの程度の安全性があるかを判定するものであり、地震によって倒壊しないことを保証するものではありません。

○申込者については、町税等の納税状況について調査をさせていただきます。

※個人負担金として3,000円（1棟あたり）必要です。

○申込先 総務課
○必要書類
○申込書の申込書に必要事項を記入のうえ提出してください。

受けませんか？

～受診希望者を募集します！～

申し込み件数が定数（17年度中100戸）に達するまで、随時受け付けいたします。

○申込先

総務課

○必要書類

○申込書類